

医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進 アクションプランフォローアップ

厚生労働省 医政局 地域医療計画課医療安全推進・医務指導室

2025年8月19日 原子力委員会定例会議

ひと、くらし、みらいのために



医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプランフォローアップ

(4-6)核医学診療に伴って発生する放射性廃棄物の管理コスト低減等を目指し、2017年炉規法改正時の附帯決議を踏まえて、焼却、固形化、保管廃棄に限定されている医療用放射性汚染物等の廃棄の方法を規制側の協力を得て見直し、処理・処分の合理化に係る規定を整備する。

医療用放射性汚染物の廃棄をRI法の許可廃棄業者に委託できることとするにあたっての整理

- RI法は放射線障害の防止を目的とした法令であり、感染性を有する放射性汚染物の取扱いに関する規定が無い中で、医療用放射性汚染物はヒトの血液や尿等の体液が含まれることから感染性を有する可能性があること
 - 医療法の指定委託業者により、医療法に基づき、感染性を失わせるための適切な焼却処理を行うことを検討
- 現行法令上、RI法の許可廃棄業者は、医療用放射性汚染物を取り扱うことができない
 - これまでの打ち合わせ結果を踏まえ、医療用放射性汚染物をRI法の放射性汚染物に移管するため、医療法施行規則の改正案やRI法施行令に基づく告示※の改正案の素案を作成し、原子力規制庁と議論中
- 医療用放射性汚染物をRI法の放射性汚染物に移管する場合、医療法とRI法の分界点について
 - 分界点をどこにするかで所管法令、所管省庁が大きく変わるため、法令、実務的に現実的なスキームを検討
 - 例えば、医療用放射性汚染物をRI法許可事業者に移管する場合、運搬をどの法令（医療法若しくはRI法）で規制するのかの検討
 - また、現在医療法の放射性汚染物とRI法の放射性汚染物は混在しないような管理が行われているが、移管に伴い焼却設備の合理的な運用が可能か等の実務的な問題に関する検討

引き続き、これらについて省内関係部局及び関係省庁と連携し、意見交換を行いながら整理をすすめる。

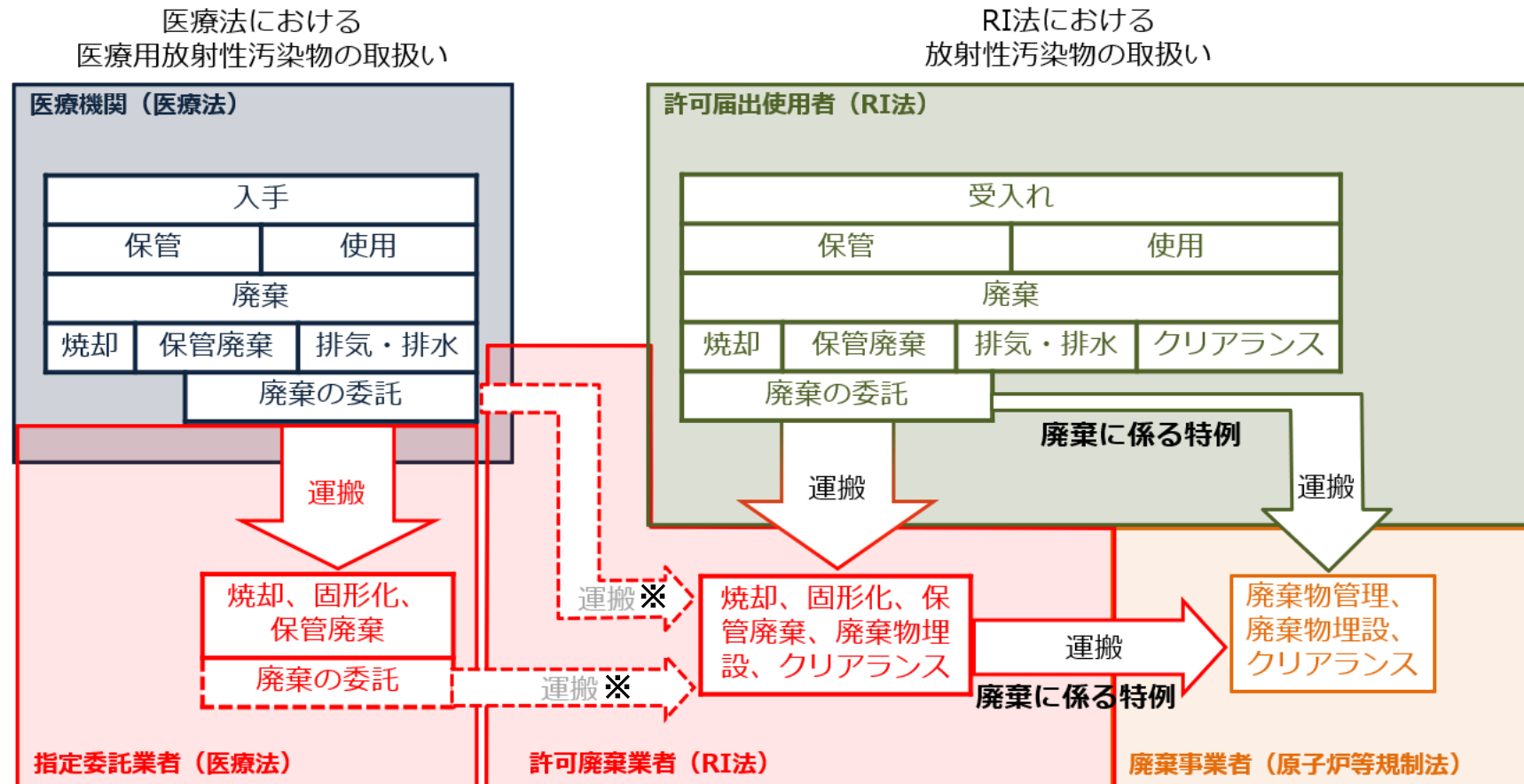
参考資料

医療用放射性汚染物の規制の一元化（案）

第8回 医療放射線の
適正管理に関する検討会
平成31年3月6日

資料
3
一部改訂

- 医療法における医療用放射性汚染物とRI法における放射性廃棄物は、核種、下限数量及び下限濃度、排出に係る濃度限度が同等であり、その取扱いに係る施設設備の構造基準も同等であることから、医療法関係法令を整理することにより、医療機関又は指定委託業者が保管廃棄している医療用放射性汚染物の廃棄をRI法の許可廃棄業者に委託できることとし、処理・処分の合理化を図ってはどうか。



※運搬を含む分界点については引き続き検討が必要